

広渡川地域森林計画書

(広渡川森林計画区)

計画期間

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 12年 3月 31日

宮 崎 県

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的背景	1
(2) 社会経済的背景	2
(3) 本計画の対象とする民有林の概要	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	13
(1) 実行結果	13
(2) 評価	13
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	15

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	17
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	18
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ..	18
(1) 森林の整備及び保全の目標	18
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	19
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	21
2 その他必要な事項	22
第3 森林の整備に関する事項	23
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	23
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	23
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	24
(3) その他必要な事項	24
2 造林に関する事項	25
(1) 人工造林に関する指針	26
(2) 天然更新に関する指針	27
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	28
(4) その他必要な事項	28
3 間伐及び保育に関する事項	29
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	29
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	29
(3) その他必要な事項	30
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	31
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	31

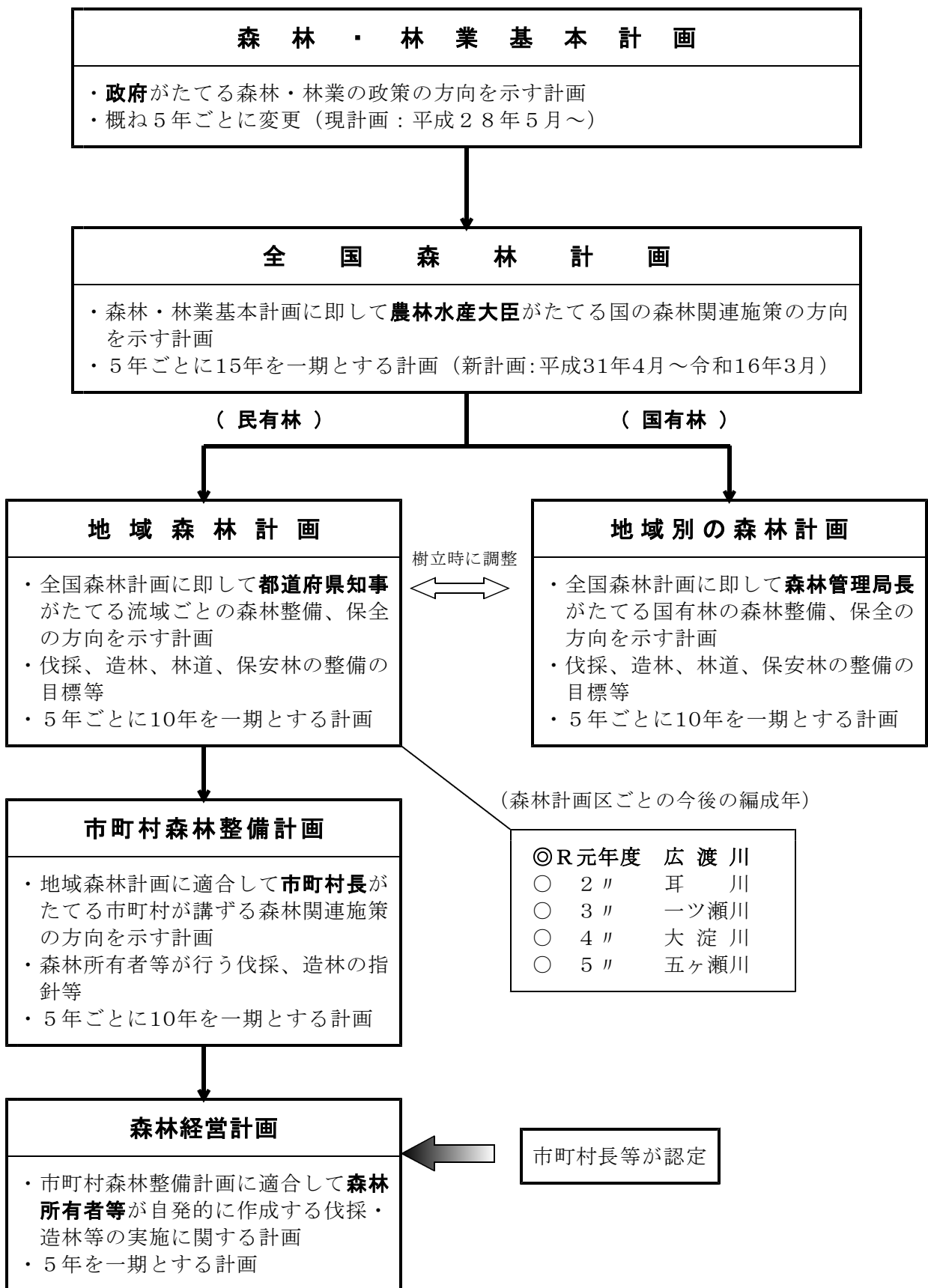
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の 基準及び当該区内域における施業の方法に関する指針	33
(3) その他必要な事項	33
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	34
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	34
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本 的な考え方	34
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域） の基本的な考え方	35
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	35
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方 法	35
(6) その他必要な事項	35
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施 業の合理化に関する事項	36
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に 関する方針	36
(2) 森林経営管理制度の促進に関する方針	36
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	36
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	37
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	37
(6) その他必要な事項	38
第4 森林の保全に関する事項	39
1 森林の土地の保全に関する事項	39
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 ..	39
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びそ の搬出方法	43
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	43
(4) その他必要な事項	43
2 保安施設に関する事項	44
(1) 保安林の整備に関する方針	44
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	44
(3) 治山事業の実施に関する方針	44
(4) 特定保安林の整備に関する事項	44
(5) その他必要な事項	45

3	鳥獣害の防止に関する事項	45
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	45
(2)	その他必要な事項	46
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	46
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	46
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	46
(3)	林野火災の予防の方針	46
(4)	その他必要な事項	46
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	47
(1)	保健機能森林の区域の基準	47
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項	47
第6	計画量等	48
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	48
2	間伐面積	48
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	48
4	林道の開設及び拡張に関する計画	49
(1)	開設及び拡張すべき林道の数量等	49
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	50
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	50
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	51
(3)	実施すべき治山事業の数量	51
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	51
第7	その他必要な事項	52
1	保安林その他制限林の施業方法	52
2	その他必要な事項	59
(附)	参考資料	
1	森林計画区の概要	61
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	61
(2)	地況	61
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	78
(5)	産業別就業者数	79
2	森林の現況	80

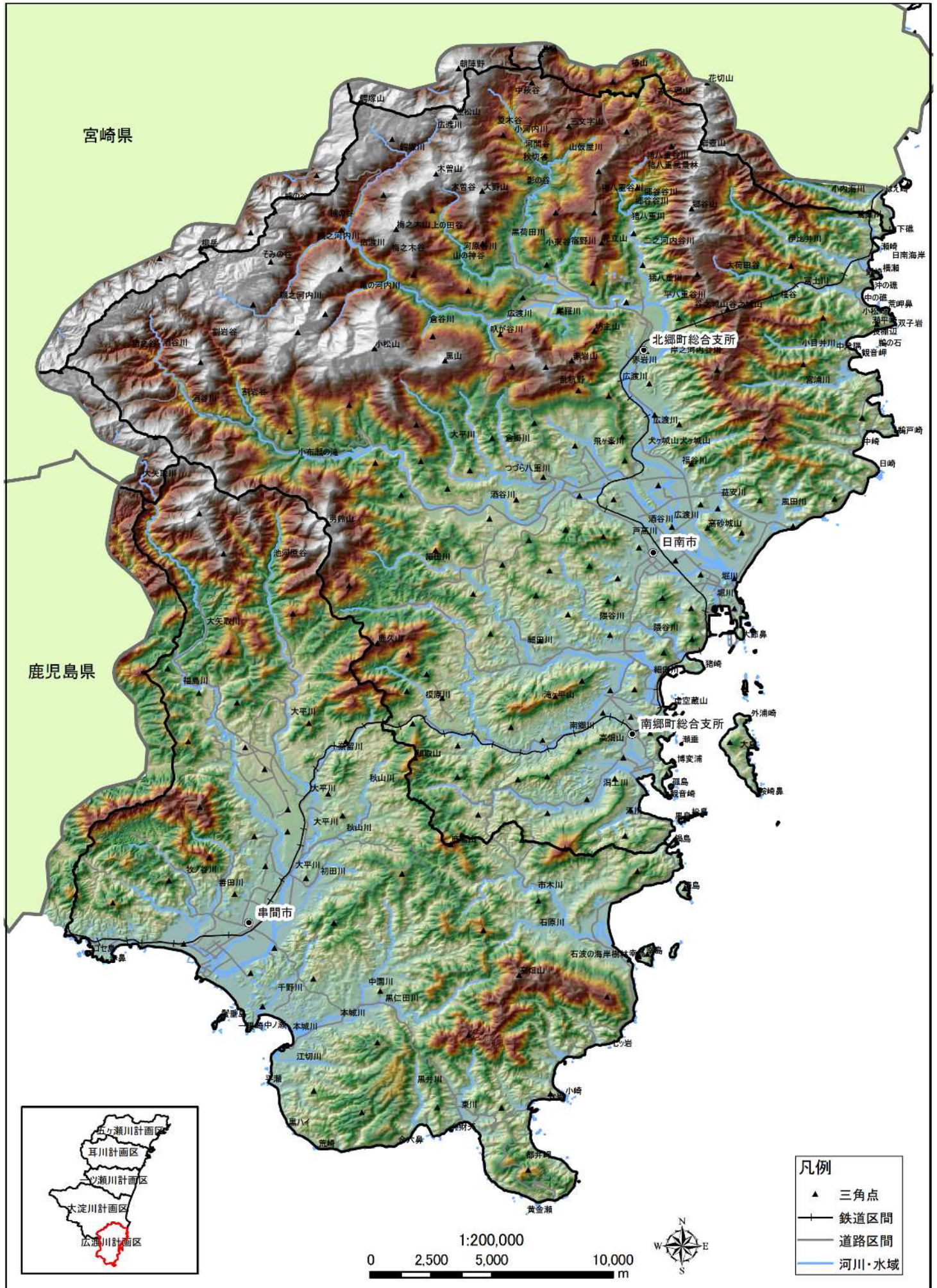
(1) 齡級別森林資源表	80
(2) 制限林普通林別森林資源表	103
(3) 市町村別森林資源表	104
(4) 所有形態別森林資源表	105
(5) 制限林の種類別面積	106
(6) 樹種別材積表	108
(7) 特定保安林の指定状況	108
(8) 荒廃地等の面積	109
(9) 森林の被害	110
3 林業の動向	111
(1) 保有山林規模別森林所有者数及び森林面積	111
(2) 森林経営計画の認定状況	112
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	113
(4) 合法木材認定事業者の現況	115
(5) 林業労働力の概況	116
(6) 林業機械化の概況	117
(7) 作業路網等の整備の概況	119
4 前期計画の実行状況	120
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	120
(2) 間伐面積	120
(3) 人工造林・天然更新別面積	120
(4) 林道の開設及び拡張の数量	121
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	121
ア 保安林の種類別の面積	121
イ 保安施設地区の面積	121
ウ 治山事業の数量	121
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	122
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	122
(1) 森林より森林以外への異動	122
(2) 森林以外より森林への異動	122
6 森林資源の推移	123
(1) 分期別伐採立木材積等	123
(2) 分期別期首資源表	124
7 その他	125
(1) 国有林（林野庁所管）の現況	125

(2) 立木伐採実績（推計）	-----	126
(3) 人工造林の実績	-----	127
(4) しいたけ生産量	-----	128
8 宮崎県天然更新完了基準	-----	129
9 公益的機能別施業森林等の機能区分の指針	-----	133

森林計画制度の体系



広渡川森林計画区域図



計 画 の 大 綱

I 計画の大綱

この計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、知事が、全国森林計画（計画期間：平成31年4月1日～平成46年3月31日）に即して、広渡川森林計画区に係る民有林について定める地域森林計画であり、計画期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間とする。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 位置

本計画区は、県の最も南部に位置し、日南市、串間市の2市を包括する区域である。

イ 地勢

本地域は、鰐塚山（1,118m）を主峰とする鰐塚山地から南東部の沿岸地に広がる地域で、西部上流域の小松山（989m）、男鈴山（783m）を中心に山地が広がり、東部の谷之城山（573m）、南部の鯛取山（367m）、高畑山（518m）等標高500m前後の山々からなり標高200m以下の丘陵地が多く分布するなど、全般的に比較的緩やかな地形を呈している。海岸線はやや起伏に富み、屈曲が多く、天然の良港に恵まれている。

河川は、酒谷川を支流とする広渡川、細田川等が日向灘へ流下し、福島川、本城川等が志布志湾へ注いでおり、長さ数キロメートルの小河川が多い。

ウ 地質

本計画区北部の鰐塚山周辺から南部の串間市まで第3紀、四万十累層群上部の砂岩、砂岩泥岩互層、頁岩が広範囲に分布している。特に、地域の大部分を構成している構造が複雑で断層、褶曲も多い地層群は、日南層群と呼ばれている。また、日南市の北東部から宮崎平野にかけて宮崎層群の砂岩泥岩互層が広く分布し、波の浸食作用による波状岩が日南海岸特有の景観を呈している。また、広渡川及び福島川の下流には沖積層が発達し、福島川沿いには始良火砕流が分布し、特殊土壌のいわゆるシラス地帯を形成している。

エ 土壌

本地域の山間部では、尾根部に乾性褐色森林土壌が一部あるものの全体的に林木の生育に適した腐植質に富む褐色森林土壌が分布している。

日南市の北東部の山間部では、乾性褐色森林土壌（黄褐系）や褐色森林土壌（黄褐系）が、本地域の海岸線に面しては全体的に残積性未熟土壌が分布し、また、串間市の西部や広渡川中流域等では火山抛出物に由来する黒ボク土壌が分布し、森林としての生産力の低い地域も一部に見られる。

オ 気象

日向灘を北流する黒潮の影響で平均気温は約18℃と県内で最も温暖な地域で、沿岸部には無霜地帯が存在する。また、年平均降水量は約3,100mmであり、温暖多雨な気象条件は、材木の生育に好適な環境を与えている。（表 I - 1）

表 I - 1 観測所別気象平均値（平成26～30年の平均値）

単位 気温：℃、降水量：mm

観測所名	気 温			年平均 降水量	主 風 の方向
	平均	最高	最低		
油津特別地域気象観測所	18.4	35.2	-1.3	3,197	東
串 間 観 測 所	17.9	34.8	-3.8	3,005	東北東

注：最高、最低気温は年間の極値の平均

資料：気象庁

カ 自然景勝地

本計画区は海岸部のほとんどが日南海岸国定公園に指定され、黒潮洗う波状岩や野生馬で有名な都井岬があり、山岳部にわにつか県立自然公園がある等自然景観美に優れており、本県の主要な観光・リゾート地域でもある。

(2) 社会経済的背景

ア 交通網の状況

本計画区は、日向灘に沿って日南市から串間市へ南下する国道220号、山間部のほぼ中央を東西に横断する国道222号、南北に縦断する県道日南高岡線等を幹線として県道、市道が縦横に連絡し、広域農道、林道等が接続して道路網を形成している。さらに、東九州自動車道（清武JCT・日南間）の整備が進められており、アクセス道の整備など本計画区の交通網は着実に充実してきている。鉄道はJR日南線が国道220号とほぼ並行して地域内を通過している。

油津港は、県南の海上輸送の拠点として、物資の流通に重要な役割を果たしている。

イ 人口

本計画の人口は、平成27年の国勢調査によると72,869人で、県の総人口の6.6%を占めている。人口密度は、87.7人/km²となっている。

ウ 土地利用の状況

本計画区の総面積は83,128ha、県土面積の11%で、そのうち森林面積は65,647haで、森林率は79%と県平均を僅かに上回っている。

民有林面積は36,772haで44%、国有林面積は28,875haで35%を占めており、民有林の占める割合が高く、森林のうち民有林の占める割合は56%である。

耕地面積は5,710ha、宅地等その他の面積は11,771haとそれぞれ7%、14%となっている。

（表 I - 2）

表 I - 2 土地利用状況

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	土地面積	森 林			耕 地	その他
		総 数	国 有 林	民 有 林		
広渡川計画区	83,128	65,647	28,875	36,772	5,710	11,771
構成比	100	79	35	44	7	14
県 計	773,532	586,103	177,759	408,344	66,400	121,029
構成比	100	76	23	53	9	16

注1：土地面積は平成30年10月1日現在

注2：森林面積は森林法第2条で定義された森林で平成31年3月31日現在

注3：国有林には林野庁所管以外を含む

注4：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：土地面積については国土地理院『平成30年全国都道府県市区町村別面積調』

耕地面積については農林水産省統計部『平成30年耕地及び作付面積統計』

国有林面積については林野庁

民有林面積については県森林経営課

エ 産業の概要

本計画区の経済圏は日南市を中心に発展してきており、平成28年度の総生産額は第1次産業が229億円、第2次産業が558億円、第3次産業が1,375億円で、総額では2,163億円に達し、県全体の6%を占めている。

産業別総生産額の構成比を見ると、第1次産業が11%、第2次産業が26%、第3次産業が64%となっており、第1次産業の占める割合が高い計画区で、特に水産業は県全域に水産業総生産額の4割以上を占めている。（表I-3）

また、産業別の就業者数は、第1次産業が5千人、第2次産業が6千人、第3次産業が21千人で合計33千人となっており、第1次産業の就業者数割合が全産業の16%と県全体値と比べ5%高くなっている。（表I-4）

表 I - 3 産業別総生産額

単位 生産額：百万円、構成比：%

区 分	総 額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
広渡川計画区	216,259	22,928	11,361	1,720	9,848	55,829	137,542
構成比	100	11	5	1	5	26	64
県 計	3,683,966	201,998	163,436	15,006	23,556	865,897	2,599,068
構成比	100	5	4	0	1	24	71

注1：平成29年3月31日現在

注2：総額は輸入品等に課される税等を加算した数値なので、各産業の合計と一致しない

注3：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県統計調査課『平成28年度宮崎県の市町村民経済計算』

表 I - 4 産業別就業者数

単位 就業者数：人、構成比：%

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
広渡川計画区	32,562	5,294	4,009	276	1,009	6,484	20,784
構成比	100	16	12	1	3	20	64
県 計	508,237	56,021	49,747	3,194	3,080	107,057	345,159
構成比	100	11	10	1	1	21	68

注 1：「分類不能の産業」は除く

注 2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県統計調査課『平成27年国勢調査』

(3) 本計画の対象とする民有林の概要

ア 森林資源の現況

民有林の面積は36,742haで本県民有林の9%、蓄積は13,673千 m^3 で10%となっており、ヘクタール当たりの蓄積は372 m^3 となっている。

そのうち、人工林面積は23,394haと本県民有人工林の10%で、人工林率は64%となっている。

また人工林の樹種別構成比は、スギ94%、ヒノキ2%、クヌギ・ナラ2%、その他広葉樹2%となっている。(表 I - 5)

天然林の面積は11,454haで、本県民有天然林に占める割合は7%となっている。

表 I - 5 人工林樹種別面積

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	総 数	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ	その他 広葉樹
広渡川計画区	23,394	21,988	554	38	30	403	382
構成比	100	94	2	0	0	2	2
県 計	231,973	166,188	36,139	10,219	182	16,716	2,529
構成比	100	72	16	4	0	7	1

注 1：平成31年3月31日現在

注 2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

注 3：数値は地域森林計画対象森林

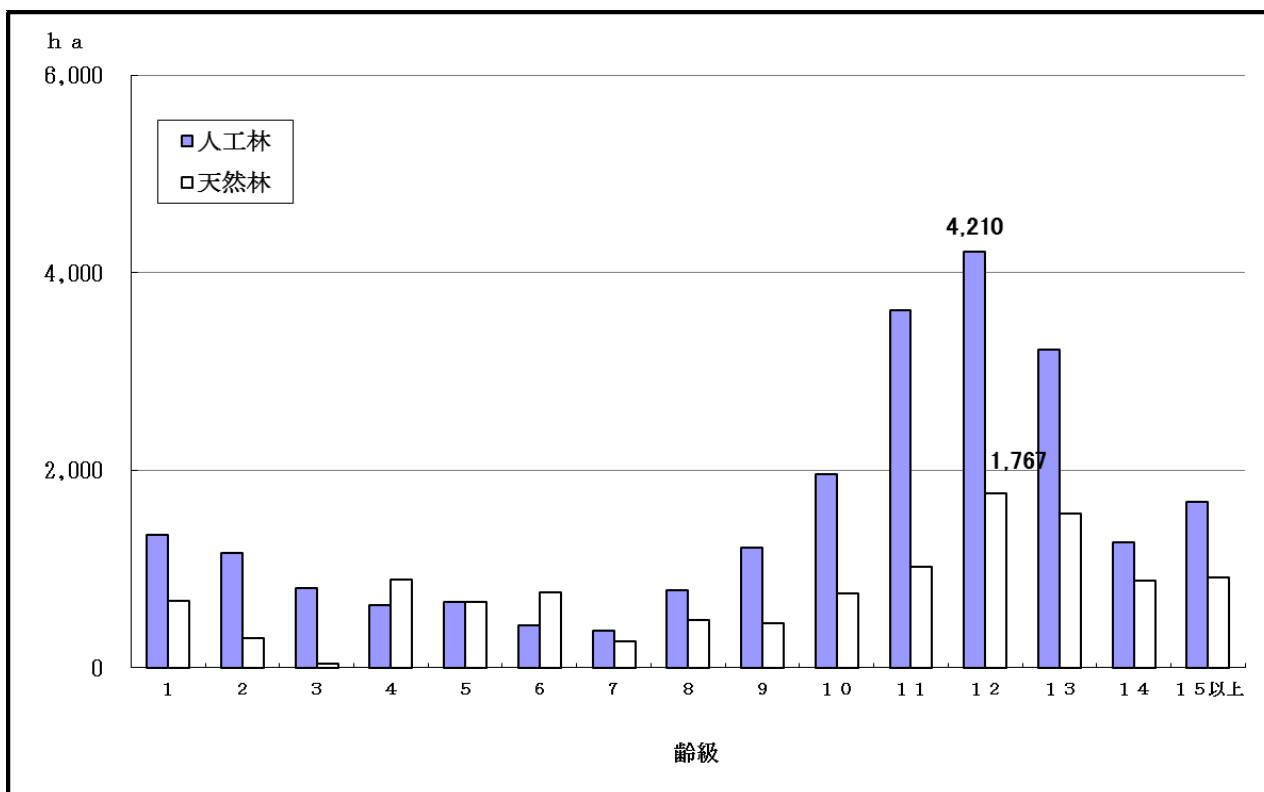
資料：県森林経営課

年齢別の人工林面積は、平成25年度末では11年齢が最も多く10年齢～12年齢が52%となっていたが、平成30年度末では12年齢が最も多く11年齢～13年齢が全体の47%を占めている。

天然林の年齢別面積は、12年齢が最も多く、11年齢～13年齢が全体の38%を占めている。

(図 I - 1)

図 I - 1 人工林・天然林別齢級別面積



注 : 平成31年 3月31日現在

資料 : 県森林経営課

イ 森林の種類

森林の種類は、普通林が31,073haで85%、法令により施業について制限を受けている森林（以下「制限林」という。）が5,668ha（各制限林の重複を除く。）で15%となっている。制限林のうち保安林は69%を占めている。保安林の種類別面積は、水源かん養保安林1,877haで最も多く、次いで土砂流出防備保安林1,331ha、その他の保安林692haとなっている。

注）面積は森林資源調査結果を基に集計したもので、実面積とは異なる。

ウ 所有規模別面積・森林所有者数

所有形態別面積の構成比は、個人有林87%、市町村有林4%、会社有林7%等となっている。（表 I - 6）

所有規模別森林所有者数の構成比は、1ha未満が71%、1ha以上5ha未満が21%、5ha以上30ha未満が8%等となっている。（表 I - 7）

表 I - 6 所有形態別森林面積

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	総 数	個 人	市町村	会 社	県	宮崎県 林業公 社	森林整 備セン ター	その他
広渡川計画区	36,742	32,088	1,519	2,456	185	—	130	364
構成比	100	87	4	7	1	—	0	1
県 計	408,157	277,172	26,051	45,061	15,933	10,138	19,565	14,237
構成比	100	68	6	11	4	2	5	4

注 1：平成31年 3月31日現在

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

3：「個人」は個人有林、共有林等の面積

4：「県」は県有林、県行造林等の面積

資料：県森林経営課

表 I - 7 所有規模別森林所有者数

単位 所有者数：人、構成比：%

区 分	総 数	1 ha未満	1 ha以上 5 ha未満	5 ha以上 30ha未満	30ha以上 100ha未満	100ha以上
広渡川計画区	22,734	16,149	5,319	1,170	77	19
構成比	100	71	23	5	0	0
県 計	141,611	101,179	29,288	9,568	1,331	245
構成比	100	71	21	7	1	0

注 1：平成31年 3月31日現在

2：所有者数は実人数

3：構成比の総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県森林経営課

エ 森林資源の推移

平成30年度末の面積の内訳は、人工林が23,394ha、天然林が11,454ha、伐採跡地等その他の森林が1,893haである。平成25年度末と比較すると人工林が522ha減少し、天然林が645ha増加し、竹林が1ha減少し、無立木地などが154ha増加している。

また、現況が森林となっている果樹園等の農地や市町村界の境界未定区域等の編入等により、全体では276ha増加している。

人工林の減少は、伐採後の天然林への移行、高速道などの道路敷きへ移動したもの、開発などにより森林外へ移動したものなどが確認されたためである。

平成30年度末の蓄積は、伐採による減少より、スギ材積表を見直したことにより増加の方が上回り、平成25年度末に比べて人工林が15%、天然林が6%、全体では14%増加し、ヘクター当たりの蓄積は人工林が510m³、天然林が152m³となっている。(表 I - 8)

表 I - 8 森林資源の推移

単位 面積：ha、蓄積：千m³、千束（竹林）

区 分		平成25年度末		平成30年度末		増 減		
		面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	
総 数		36,465	12,023	36,742	13,673	276	1,650	
立 木 地	総 数	34,725	12,023	34,848	13,673	123	1,650	
	人工林	総 数	23,916	10,369	23,394	11,928	-522	1,559
		針葉樹	23,453	10,344	22,610	11,895	-843	1,551
		広葉樹	463	25	784	33	321	8
	天然林	総 数	10,809	1,654	11,454	1,745	645	91
		針葉樹	1	0	7	1	6	1
		広葉樹	10,807	1,653	11,447	1,745	640	92
	竹 林		360	269	359	271	-1	2
	無 立 木 地		1,380	-	1,534	-	154	-

注 1：蓄積の総数には竹林の蓄積は含まない

2：総数と内訳、増減が一致しないのは四捨五入のため

資料：県森林経営課

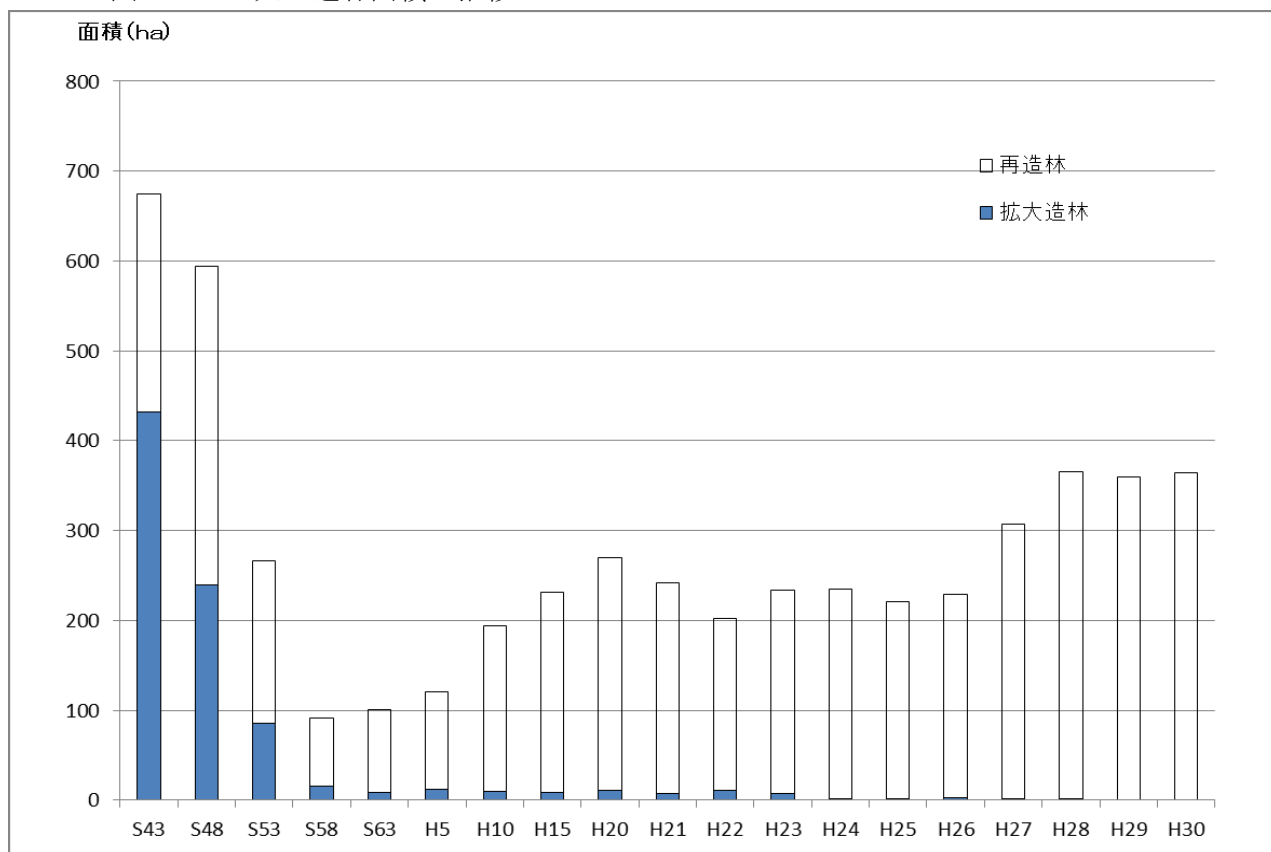
オ 造林及び伐採の動向

人工造林面積は、昭和40年代までは年間500haを超えた時期があるが、年々減少し昭和58年には100haを下回った。その後、増加傾向で進み平成10年代以降は200ha以上の植栽が行われ、最近の5箇年間（平成26～30年度）の実績は年平均325haでほぼ再造林となっている。（図 I - 2）

主要樹種別の造林面積割合は、最近5箇年間の平均ではスギが79%、その他の樹種が21%と近年広葉樹の割合が増えている。

一方、伐採量は昭和40年代初めから昭和50年代の初めにかけて年間12万m³前後で推移し、一度大きく落ち込んだが、その後は年々増加しており、最近5箇年間では年平均29万m³となっている。（図 I - 3）

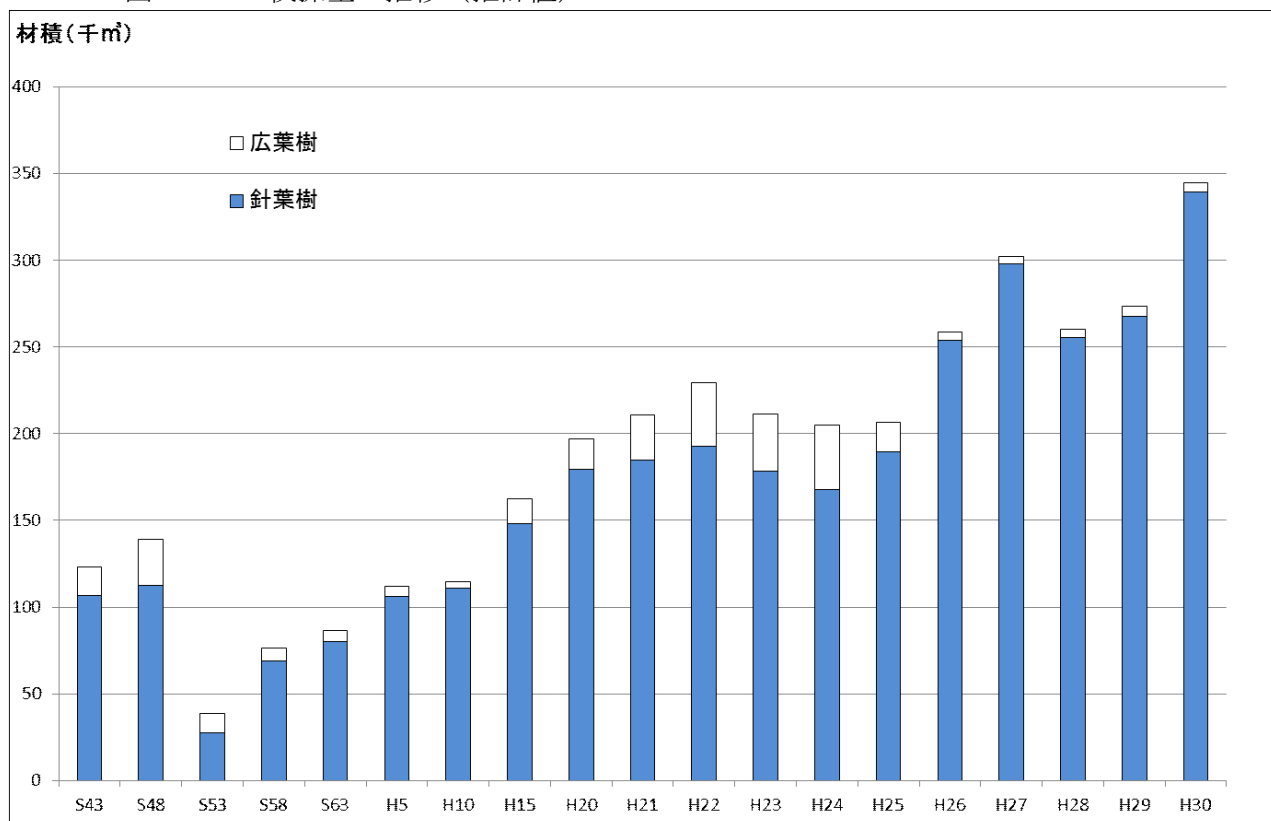
図 I - 2 人工造林面積の推移



注：国有分収林を含む

資料：県森林経営課

図 I - 3 伐採量の推移 (推計値)



資料：県森林経営課

カ 木材流通・加工の状況

製材工場は、県全体の14%に当たる20の工場がある。（表 I - 9）

製品出荷先別出荷量では、計画区内で県全体の15%に当たる146千 m^3 の製品が出荷されている。製品の出荷先を見ると、県内出荷は32%で地場消費のウエイトは高い方だが、67%が県外に出荷されており、そのうちの約6割が九州圏域となっている。（表 I - 10）

また、量産型集成材工場のほかプレカット工場が整備され製材品の高付加価値生産が進められており、木質バイオマス発電も行われている。

流通施設は、素材市場が日南市に県森連系統と県木連系統の2事業所あり、木材の流通に重要な役割を果たしている。

さらに、南那珂森林組合では、平成23年度に都城森林組合や鹿児島県の曾於地区森林組合と木材輸出戦略協議会を設立し、平成27年度には鹿児島県曾於市森林組合が加わり、鹿児島県志布志港及び串間市福島港を活用した木材の海外輸出に取り組んでいる。

表 I - 9 製材工場の現状

区 分	工 場 数 (工場)
広渡川計画区	20
県 計	143

資料：県山村・木材振興課

表 I - 10 製品出荷先別出荷量(平成29年次)

単位 出荷量：千 m^3 、構成比：%

区 分	製 品 出荷量	出 荷 先							
		県内	県 外						
			総数	九州	沖縄	首都圏	関西圏	中京圏	その他
広渡川計画区	146	47	98	56	23	2	7	8	2
構成比	100	32	67	38	16	1	5	6	1
県 計	969	261	708	405	38	86	53	35	91
構成比	100	27	73	42	4	9	6	4	9

注1：「首都圏」は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の各都県

2：「関西圏」は、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の各府県

3：「中京圏」は、愛知、岐阜、三重の各県

4：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県山村・木材振興課

キ 基盤整備の状況

平成30年度末の林道延長は155km、作業路（道）延長は477kmとなっている。

林道密度は、ha当たり4.3mであるが、林道に国・県道等の公道を加えた林内道路密度は24.2mとなっており、県平均18.6mを5.6m上回り、県内の各計画区の中で最も高い。

これに作業道（路）を加えた林内路網密度は37.7mとなっており、県平均を若干下回っているが、これらの道路網が、効率的な林業経営や森林の多面機能の発揮に重要な役割を果たしている。（表 I - 11）

高性能林業機械については、平成29年度末で77台が導入され、高密路網を活用した作業システムの導入が可能となり、素材生産や森林造成コストの低減に大きく貢献している。

表 I - 11 林道密度、林内道路密度及び路網密度

単位 密度：m/ha

区 分	林 道 密 度	林内道路密度	林内路網密度
広 渡 川 計 画 区	4.3	24.2	37.7
県 平 均	6.5	18.6	38.6

資料：県森林経営課『平成30年度林内路網統計』

ク 民有林経営の組織化・計画化の動向

森林施業の集約化を推進し、安定的・持続的な林業経営基盤の確立を図るための森林経営計画は、平成30年度末の認定面積が約15千haで、計画対象民有林の41%で、県平均を若干下回っている。（表 I - 12）

表 I - 12 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha、認定率：%

区 分	森林経営計画	認定率（合計／5条森林）
広 渡 川 計 画 区	14,993	41.1
県 計	177,202	43.4

注：平成31年3月31日現在（大臣認定は令和元年8月31日現在）

資料：県森林経営課

ケ 林業事業者の動向

素材生産業者は、県全体の12%にあたる69業者であり、事業協同組合も設立されている。

また、「南那珂森林組合」の組合は、本計画区の民有林の林業経営の担い手として中心的役割を果たしており、事業の拡大等経営基盤の拡充や業務の効率化など経営の合理化に努めている。（表 I - 13）

表 I - 13 系統別素材生産業者数（合法木材認定事業者数）

単位 業者

区 分	総 数	県森連系統	県素連系統	県木連系統
広渡川計画区	69	27	39	3
県 計	558	337	211	10

注：令和元年10月末日現在

資料：県山村・木材振興課

コ 特用林産物等の動向

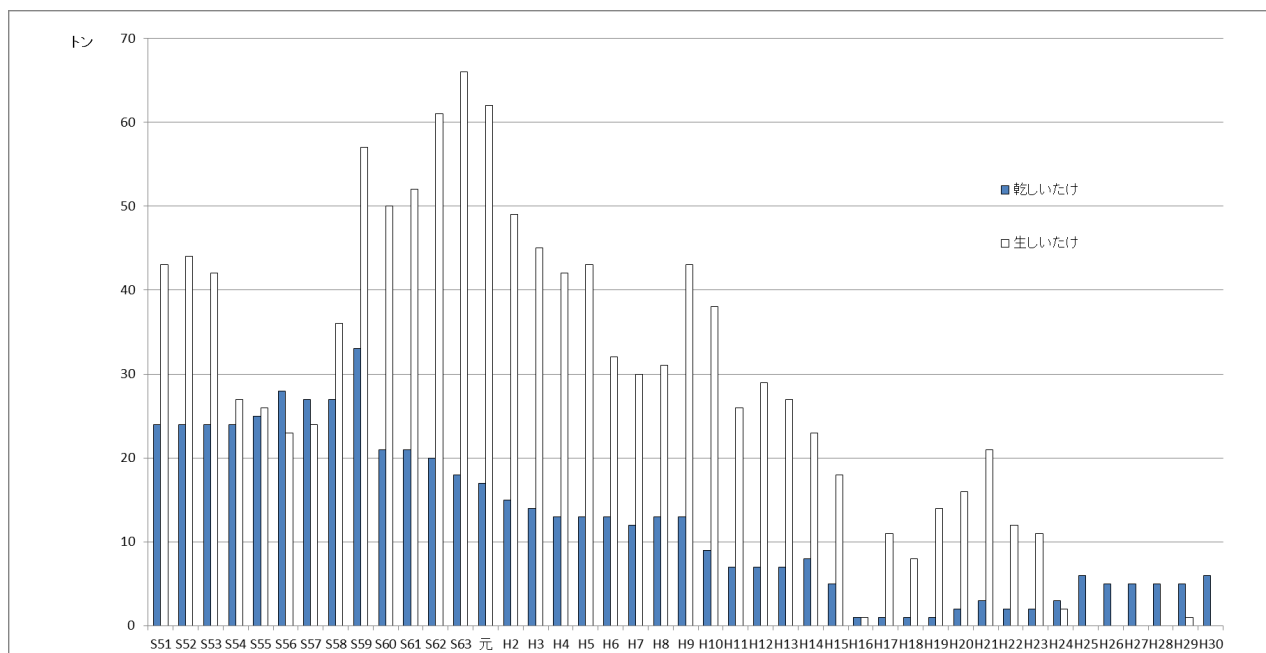
乾しいたけの生産量は、昭和59年の33 t をピークに減少してきており、過去5カ年（平成26～30年）の生産量は、年平均で5 t で県全体の1%と低い水準に留まっている。

一方、生しいたけの生産量は、昭和50年代後期から増加傾向にあったが、昭和63年の66 t をピークに減少してきており、過去10カ年の生産量は、年平均で5 t に留まっている。

（図 I - 4）

たけのこの生産量は、近年減少しており、平成30年の生産量は県全体の3%となっている。

図 I - 4 ししいたけ生産量の推移



資料：県山村・木材振興課

サ その他の動向

(ア) 多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進

国の制度事業等による再生可能な資源としての森林づくりをはじめ、自然条件や森林の機能に応じた整備・保全を推進するとともに、森林環境税を有効に活用しながら、人が自然とふれあい、多様な動植物が生息・生育できる森林づくりを県民一体となって進めている。

(イ) 競争力のある木材産業の構築

T P P等の国際的な貿易協定締結の動向等も踏まえ、欧米の超大型製材工場に対抗するため、製材品の加工・流通体制のさらなる効率化・合理化はもとより、大径材を梁や桁、板材など多様な需要へつなげる取組に加え、林地残材の効率的な収集・運搬方法の確立等を通じた未利用木質バイオマス産業の育成等により、競争力のある木材産業の構築を推進している。

(ウ) 県産材の需要拡大の推進

低炭素社会づくりに貢献する木材利用について、県民等消費者の関心と理解を深めつつ、スギ大径材を活用した家づくりや木質バイオマスのエネルギー利用促進などはもとより、公共建築物等非住宅分野での木造化・木質化、さらには、近年成長著しい東アジアへの輸出などを通じて、県産材の需要拡大を推進している。

(エ) 未来を拓く新たな技術開発・普及指導

研究員や普及指導員の資質向上を図るとともに、行政や産業界、学術機関等が密接に連携して、現場ニーズを踏まえた試験研究はもとより、異業種等の新たな分野との連携強化に取り組むなど、高度で進取的な技術開発・普及指導体制の整備を推進している。

(オ) 森林づくり応援団の育成

次代を担う子ども達をはじめとする幅広い世代を対象にした森林環境教育や「木育」を推進するとともに、県民やボランティア団体、企業など多様な主体が参画した森林づくり活動を支援している。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 実行結果

(計画期間：平成27年4月1日～令和2年3月31日、5年間)

表 I - 14

区 分		計 画	実 行	実行歩合
伐採立木 材 積	総 数	1,276 千m ³	1,498 千m ³	117 %
	主 伐	1,049 千m ³	1,381 千m ³	132 %
	間 伐	227 千m ³	117 千m ³	51 %
間 伐 面 積		2,477 ha	1,130 ha	46 %
人 工 造 林		1,413 ha	1,746 ha	124 %
天 然 更 新		176 ha	682 ha	388 %
林 道	開 設 延 長	5.0 km	- km	- %
	拡 張 延 長	26.5 km	- km	- %
保 安 林 指 定 面 積		688 ha	458 ha	67 %
治 山 事 業 施 行 地 区		12 地区	24 地区	200 %

注：令和元年度の実行量は見込み

(2) 評価

ア 伐採立木材積

木材の需要の増加に伴い、主伐は計画量を大きく上回ったが、間伐については計画量の約半分と大きく下回った。

イ 間伐面積

間伐は、対象林の高齢級化及び主伐への意向の高まりにより、間伐面積は計画量を大きく下回った。

ウ 人工造林及び天然更新

人工造林は、伐採面積の増加に伴い再生林の推進に取り組んだ結果、計画面積を大きく上回った。なお、森林所有者の意欲の低下や担い手の不足等に対しても、作業の効率化や天然更新の活用による計画的な造林の推進を図っていく必要がある。

エ 林道開設延長及び拡張延長

林道の開設及び拡張については、予算確保などの理由により実績がなかった。なお、森林施業の実施に合わせて森林作業道の整備に取り組まれているので、今後も、林業専用道など必要な路網の整備を図る必要がある。

オ 保安林指定面積及び治山事業施行地区

保安林指定面積は、計画量を下回ったが、治山事業施行地区は、計画を大きく上回った。梅雨前線や台風に伴う豪雨等による山地災害を防止するため、計画的に事業を実施していく必要がある。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の76%を占める森林は、きれいな水を貯え、自然災害から県民の生命や財産を守り、多様な生態系を保全し、私たちの暮らしに恵みと安らぎを与えるほか、木材などの林産物の供給源としてかけがえのない存在である。

戦後の積極的な拡大造林によって造成された人工林は、その多くが収穫期を迎えており、資源の循環利用の観点から、木材を収穫し、その利用を図るとともに、再び植栽する「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業を確立し、将来の森林資源量を確実に確保していくことが重要となっている。また、高齢級の人工林を適切に伐採し、再造林することにより、「森林の若返り」と年齢構成の平準化を進めていく必要がある。

このような背景のもと、森林から生み出される森林資源を無駄なく有効に活用しながら、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、地域の森林資源の現況や自然条件等を踏まえて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

計画樹立に当たっては、本県林政の基本方針を示した「第七次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）」との整合を図るとともに、全国森林計画に即して、森林資源の成長量を踏まえた伐採、造林等の森林の整備及び保全に関する計画事項を地域の実態に応じて定めることとする。

広渡川計画区は、約400年の歴史を持つ肥沃林業地帯という歴史的背景もあり、早くからスギを主体とした人工林化の取組がなされ、県内でも森林資源の成熟度が高い地域でもあり、8年齢以上の人工林が81%を占め、本格的な収穫期を迎えていることから、計画的な伐採と確実な再造林により、将来にわたる木材の利用を維持し、本計画区の林業の成長産業化を進めることとする。

このため、計画区内の自然条件等に応じた様々な樹種から構成されるバランスのとれた年齢構成の森林への誘導を基本とし、森林資源の循環利用と水資源の涵養^{かん}などの果たすべき機能に応じた適正な森林管理を進めることにより、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ることとする。

また、成熟した森林資源を有効に活用するため、路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムを導入するとともに、地域林業の担い手となる人材の確保・育成や川下の木材産業との連携を図り、木材の安定供給体制を確立することとする。

さらに、山地災害防止機能や土壌保全機能を維持・増進するため、適正な森林の施業を推進するとともに、豪雨、地震、地すべり、流木等の様々な現象による山地災害の防止やこれらによる災害を最小限にとどめるため、治山施設の整備や機能の低下した森林の整備を推進することとする。

計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

広渡川地域森林計画の対象とする森林は次のとおりとする。

表Ⅱ－1 市町別の地域森林計画対象民有林面積
単位 面積：ha

区 分		面 積
総 数		36,741.53
市町村別内訳	日 南 市	22,496.11
	串 間 市	14,245.42

注1：計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2：本計画の対象森林は、（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の森林を除く。）次の(1)から(3)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3：森林計画図の閲覧場所は、次のとおりとする。

宮崎県環境森林部森林経営課（住所：宮崎市橘通東2-10-1 電話：0985(26)7159）

宮崎県南那珂農林振興局林務課（住所：日南市戸高1-12-1 電話：0987(23)4317）

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、森林資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定め、森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

本計画区は、温暖で降水量が多く、スギを主体とした育成単層林を維持する施業が積極的に行われていることから、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を推進することとする。

ア 水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針については、表Ⅱ－２のとおりとする。

表Ⅱ－２ 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図るとともに植栽等による確実な更新を行うこととする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、

<p>防止機能 ／土壌保 全機能</p>	<p>土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境 形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レ クリエー ション機 能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様 性保全機 能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切</p>

	な保全を推進することとする。
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表Ⅱ－3のとおり定める。

表Ⅱ－3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成単層林	23,386	23,604
	育成複層林	22	42
	天然生林	11,441	12,701
森 林 蓄 積		372	403

注 1：現況は平成31年3月31日現在

2：計画期末は令和12年3月31日時点

3：竹林、無立木地は含まない（現況と計画期末の森林面積は同じ）

ア 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

イ 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為的に成立させ維持される森林

ウ 天然生林

主として、天然力を活用することにより成立させ維持される森林

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽、生育すること。

2 その他必要な事項

しいたけ原木としてのクヌギ林等については、林地条件等を勘案し、育成単層林施業を推進する。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の作成に当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して森林の立木竹の伐採に関する事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図れるように配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯

を設置することとする。

特に、高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」を基準に、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、表Ⅱ－４に標準伐期齢の参考林齢を示しているが、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には当該地域ごとに定めることとする。

なお、立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

表Ⅱ－４ 標準伐期齢の参考林齢

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広 葉 樹
広渡川計画区	35年	40年	30年	40年	10年	10年

(3) その他必要な事項

ア 主伐の時期

人工林の主伐は、木材需要に対応できるよう主伐の時期の多様化によるバランスのとれた年齢構成にしていくこととし、樹種ごとの生産目標に応じた時期に行うものとする。

なお、しいたけ原木用のクヌギやナラ類については、それぞれの樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。

主伐時期の目安は表Ⅱ－５のとおりとする。

表Ⅱ－５ 主伐時期の目安

地 区	樹 種	主伐時期の 目安 (年)	標 準 的 な 施 業 体 系		
			生 産 目 標	仕 立 て 方 法	期 待 径 級 (cm)
広 渡 川 計 画 区	ス ギ	35 (70以上)	一般構造用材 (一般大径材)	中庸仕立て	28 (42以上)
	ヒノキ	40 (80以上)	一般構造用材 (一般大径材)	中庸仕立て	26 (40以上)
	クヌギ	10	しいたけ原木	中庸仕立て	12

イ 被害木であること等の理由により伐採を促進すべき森林

制限林や特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林以外の森林で、風害、病虫害等の被害を受けているもの又は高齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものは、その伐採を促進するものとする。

ウ 伐採届旗等の提示

伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市町村が発行する伐採届旗等を掲示し、無秩序な伐採や植栽未済地の抑制を図るものとする。

エ その他の留意事項

伐採箇所が道路などの公共施設や人家などに隣接する場合は、必要に応じて保護樹帯を設けるとともに、残材を含め山地崩壊や土砂の流出など災害等が発生しないよう防止対策に努めるものとする。

また、伐採後は枝葉の河川等への流出防止対策に努めるものとし、現地条件に適した更新方法によりすみやかに更新を行うものとする。

さらに、伐採に当たっては隣接森林所有者との境界確認を行うなど、森林境界の明確化に努めるものとする。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更

新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として、造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

なお、苗木の選定に当たって上記以外の樹種を選定する場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種ごとに、下表Ⅱ－6の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数も勘案して定めるものとする。

表Ⅱ－6 樹種別・仕立て方法別・植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ	中庸仕立て	2,000～3,000
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500
クヌギ	中庸仕立て	3,000～3,500

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。

また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。

b 植付け方法

気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。

また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木になりうる樹種とする。

主要更新対象樹種：宮崎県天然更新完了基準（平成19年10月宮崎県環境森林部）、参考資料8（以下「天然更新完了基準」という。）

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

期待成立本数や天然更新すべき本数は天然更新完了基準によることとし、天然下種更新の場合は、天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所について、必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等を行うものとする。

ぼう芽更新の場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況を考慮し、必要に応じて芽かきや苗

木の植込みを行うものとする。

(ア) 地表処理

タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。

(イ) 刈出し

タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。

(ウ) 植込み

天然更新が不十分な箇所について行うものとする。植え込む樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況を勘案して決めるものとする。

(エ) 芽かき

ぼう芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新完了基準に基づく更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には植え込み等により確実に更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に必要な立木や天然下種更新に必要な母樹賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床の地表状況、ニホンジカ等による森林の被害状況、森林病虫害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、更新の確保が期待できない森林について、適確な更新を確保するものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 優良苗木供給体制の整備

伐採後の再生林を確実に進めるため、需要に応じた優良な苗木の安定的な供給体制の整備に努めるものとする。

イ その他

造林に関するその他の必要な事項については、県林業技術センター等と連携し、地域の気候風土や自然条件等に適した施業方法等を定めるものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」及び第6の2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、表Ⅱ—7に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の実施時期、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

表Ⅱ—7 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐林齢				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目～	
スギ	一般 構造用材	13 ～	17 ～	24 ～	標準伐期齢以上で 間伐をする場合は 10～15年おきに実 施する。	宮崎県間伐技術指針 (昭和53年3月宮崎県 林務部)及び宮崎県 長伐期施業技術指針 (平成20年3月宮崎県 環境森林部)等により 実施する。
	一般 大径材	16	23	30		
ヒノキ	スギの施 業体系に 準ずる。					

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、表Ⅱ—8に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

表Ⅱ－８ 保育の標準的な方法

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢													備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
下 刈	ス ギ	○	○	○	○	○	○	△							
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△							
	クヌギ	○	○	○	○	○	○	△							
つる切	ス ギ								<- △ ->						
	ヒノキ								<- △ ->						
	クヌギ								<- △ ->						
除 伐	ス ギ												<--- ○ --->		
	ヒノキ												<--- ○ --->		
	クヌギ												<--- △ --->		

注 1 : ○印は通常予想される実行標準
 2 : △印は必要に応じて実施する
 3 : <---> 印は実行期間の範囲を示す

(3) その他必要な事項

上記(1)及び(2)によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

ア 間伐

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

イ 下刈り

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。

ウ つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所等については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施するものとする。

エ 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成するものとする。

オ 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、表Ⅱ－２に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）に定められた森林の機能と望ましい姿を踏まえつつ、表Ⅱ－２に基づき、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとする。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の育成が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

表Ⅱ－９ 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> ○水源かん養保安林、干害防備保安林 ○ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ○地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林 ○水源涵養機能の高い森林 	<p>伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。</p> <p>※伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。</p>
土地に関する	○土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備	それぞれの区域の機能に応じ、森

<p>る災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>保安林、落石防止保安林</p> <ul style="list-style-type: none"> ○砂防指定周辺、山地災害危険地区 ○山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林 ○山地災害防止機能／土壌保全機能の高い森林 	<p>林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。</p> <p>長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。</p>
<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林等の法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として森林施業の制限が設けられている森林 ○県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ○快適環境形成機能の高い森林 	<p>なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められている森林において、風致に優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業とする。</p> <p>※長伐期施業は、伐採林齢を標準伐期齢の概ね2倍以上とすることとする。</p>
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保健保安林、風致保安林 ○観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林 ○史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ○原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの森林 ○保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高い森林 	

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

表Ⅱ－10 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針																			
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>○林木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林</p> <p>○木材生産機能の高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地位</th> <th colspan="3">地 利</th> </tr> <tr> <th>200m未満</th> <th>200m～500m未満</th> <th>500m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1等地</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> <td>3等地</td> </tr> </tbody> </table> <p>地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定 地利：路網からの距離から3つに区分</p>	地位	地 利			200m未満	200m～500m未満	500m以上	1	1等地	1等地	2等地	2	1等地	2等地	3等地	3	2等地	3等地	3等地	<p>森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。</p>
地位	地 利																				
	200m未満	200m～500m未満	500m以上																		
1	1等地	1等地	2等地																		
2	1等地	2等地	3等地																		
3	2等地	3等地	3等地																		

(3) その他必要な事項

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林については、地域の特性に応じて、次のとおり区域を設定し、施業方法を定めることができるものとする。

表Ⅱ－11 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域設定及び施業方法

区 域	区域設定の基準	施業方法に関する指針
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持	○(1)の水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき	伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生

持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	森林のうちクヌギ・ナラ類等を主林木とする森林	の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。 ※伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長することとする。
-----------------------------	------------------------	--

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

林道の開設量については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4の(1)開設すべき林道の数量のとおり計画する。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

表Ⅱ－12 基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	117	155
うち林業専用道	—	—

注1：平成31年3月31日現在

2：基幹路網とは、林道及び林業専用道のことをいう。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた作業システムを「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」を基準に導入することとする。

また、地形傾斜及び作業システムに応じた路網密度は、次表を目安として林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するも

のとする。

表Ⅱ－13 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地形、森林資源、路網等の状況を踏まえたうえで、路網の整備と森林施業の集約化を推進する区域を市町村森林整備計画において路網整備等推進区域として設定することとする。

- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備する等の観点から、路網整備に当たっては、「林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）」及び「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）」を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準（平成20年3月宮崎県環境森林部）」等に則り開設することとする。

- (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

- (6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

イ 森林施業の共同化

小流域を単位とした森林の集団化が可能な地域にあつては、森林施業プランナーを核として市町村、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GISを活用した境界の確認など森林管理の適正化を図るものとする。

ウ 指導体制の強化

森林施業プランナーの養成を図るとともに、県・市町村・森林組合等関係機関による森林所有者等に対する指導体制を強化するものとする。

(2) 森林経営管理制度の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については「ひなたのチカラ林業経営者」に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の確保・育成

就業相談会の開催、就業体験等の実施、平成31年4月に開講した「みやざき林業大学

校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

イ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与、福利厚生施設等の整備や社会保険・林業退職金共済掛金等の助成などの事業合理化や雇用改善に必要な支援を行うものとする。

ウ 林業後継者の育成

林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上及び労働環境の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進し、オペレーターの養成、共同利用化等を推進するとともに、システム導入に必要な路網、作業ポイント等の施設整備に努めるものとする。

また、地形、経営形態等、地域の特性に応じた低コストで効率的な作業システムの導入を図り、特に林地の保全に留意することとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材（原木）流通の合理化

流域を単位として計画的な素材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、今後の素材生産量の増大や大型製材工場の需要に対応するため、木材加工施設等への直納や他流域の原木市場との連携などにより、地域の状況を踏まえて、安定的・効率的な流通・加工体制の整備を促進することとする。

また、素材生産業者、流通業者及び民有林・国有林が一体となってまとまりのある原木の安定的確保を図り、流通の合理化に努めるものとする。

さらに、木質バイオマス発電施設等への林地残材等の安定供給体制の整備に努めるものとする。

イ 木材加工の大型化・省力化・高次加工化

木材生産量の増大、県外を中心に急速に多様化する需要者ニーズ等に適確に対応していくため、複数の製材工場等との連携による生産の効率化を図るとともに、JAS規格等に適合する高品質材や乾燥材等の高次加工製品の安定的供給体制の整備を促進するものとする。

また、増加する大径材の加工に対応した生産ラインの整備・充実を進めるとともに、県木材利用技術センターなどと連携し、新たな用途の開発等に努めるものとする。

ウ 木材需要の拡大の推進

木材・住宅業界の連携によるスギ大径材を利用した家づくりや、県内外への県産材の普及やPR、販路の拡大に努め、大口需要者等の多様なニーズに対応する供給体制の整備を図り、「みやざきスギ」ブランドの確立に努めるものとする。

また、公共施設等の木造化・木質化の推進に努めるとともに、公共工事における木材利用を促進するものとする。

さらに、CLTの普及や中国、台湾、韓国などへの木材の海外輸出促進を図るため、関係機関との連携強化に努めるものとする。

加えて、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表Ⅱ-14 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林
単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区 (林班)			
総 数		《195.44》 (494.47) 6,277.98		
日 南 市	総 数	《31.04》 (102.50) 1,602.15		
	20, 33, 41, 54, 57, 58, 60, 100, 102, 103, 112, 179-182	《7.73》 (7.01) 272.10	森林の土地の 保全を図るた め、制限林は その施業方法 によるものと し、その他の 普通林につい ては、土砂の 流出、崩壊の 防止等林地の 保全機能の維 持に努める。	水 源 かん 養 保 安 林
	5, 7, 8, 10, 12, 13, 15-17, 21, 23-25, 28, 40, 44, 51, 54, 55, 59-61, 63, 64, 69, 70, 77, 80-83, 86-88, 90, 94, 98, 99, 102, 103, 106, 107, 109, 110, 113, 114, 116, 122, 125, 127, 128, 155, 158, 161, 165-167, 169, 173, 177, 178, 182, 183, 207, 208, 211, 213, 222, 224-226	《23.31》 (23.82) 466.46		土砂流出防備 保 安 林
	101, 162, 169, 226	2.37		土砂崩壊防備 保 安 林
	138, 185, 218	(1.76) 4.84		潮 害 防 備 保 安 林
	41, 98, 99, 138, 218	(69.57) 69.67		干 害 防 備 保 安 林
	98, 99, 138, 218	(64.45) 64.45		保 健 保 安 林
	1, 5, 16, 17, 29-31, 37, 38, 43, 44, 49, 52-54, 56-58, 136-138, 155, 218	(31.04) 459.72		国 定 公 園 第二種特別地域
	30, 32, 43, 44, 53, 136, 137, 155	262.54		国 定 公 園 第三種特別地域

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考	
市町村	地区 (林班)				
日 南 市	(旧)	総 数	(170.81) 749.64		
	北 郷 町	3-6, 14-17, 26-28, 39, 41, 42, 48-50	(6.83) 248.72	前に同じ。	水 源 かん 養 保 安 林
		1, 3, 4, 8, 13, 14, 19, 21-24, 26, 28, 31, 33, 37-40, 43, 47-49, 51, 52, 54,	(98.90) 214.49		土砂流出防備 保 安 林
		23	(0.26) 0.57		土砂崩壊防備 保 安 林
		2-4	(93.77) 120.00		干 害 防 備 保 安 林
		51	0.21		落 石 防 止 保 安 林
		3, 4, 8, 31, 54	(163.72) 165.65		保 健 保 安 林
	(旧)	総 数	《64.48》 (64.25) 643.60		
	南 郷 町	10, 11, 14, 33, 56, 58, 59	134.36	前に同じ。	水 源 かん 養 保 安 林
		1, 2, 8, 9, 12, 13, 15, 16, 18, 21-28, 32, 33, 36, 37, 39, 42, 45, 49, 55-57	《13.40》 (0.36) 55.45		土砂流出防備 保 安 林
36		(0.36) 0.49	土砂崩壊防備 保 安 林		
28		《1.72》 1.72	防 風 保 安 林		
1		《0.61》 0.61	潮 害 防 備 保 安 林		
1, 2, 26, 27		《48.16》 48.16	魚 つ き 保 安 林		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区 (林班)			
日 南 市 (旧 南 郷 町)	28	(1.72) 2.31		国 定 公 園 第一種特別地域
	1-3, 24-27	(61.35) 337.80		国 定 公 園 第二種特別地域
	1-3, 24, 25	(0.82) 60.39		国 定 公 園 第三種特別地域
	28	《2.31》 (1.72) 2.31		史 跡 名 勝 天 然 記 念 物
串 間 市	総 数	《99.92》 (156.91) 3,282.59	前に同じ。	
	2, 3, 8, 12, 17, 27-29, 50, 51, 98, 99, 101-103, 174-178, 182-184, 186, 203	(45.52) 1,221.82		水 源 かん 養 保 安 林
	6-10, 12-16, 19, 20, 23, 24, 26-30, 34-36, 43- 45, 63, 65, 67, 68, 72, 73, 78, 85, 87, 89, 91, 100, 102-106, 111-113, 116, 124-128, 130-136, 138- 141, 143, 148, 149, 151, 152, 155, 156, 158, 159, 161, 162, 164, 165, 170, 171, 173, 174, 177, 182- 184, 189, 190, 195, 196, 204	《34.92》 (46.94) 594.78		土 砂 流 出 防 備 保 安 林
	14, 15, 26, 32, 37, 124	(0.87) 6.82		土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林
	76	0.13		防 風 保 安 林
	63-65, 70, 81, 108, 111, 114, 130, 161, 165, 170, 201, 204	《4.63》 (14.70) 29.50		潮 害 防 備 保 安 林
	36, 73, 94, 95, 110, 126, 175, 188	(8.32) 101.58		干 害 防 備 保 安 林
	65, 145, 166, 201	《46.22》 48.89		魚 つ き 保 安 林
	64, 70, 73	(22.47) 22.63		保 健 保 安 林
	144, 145, 162	《1.73》 4.09		風 致 保 安 林

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区（林班）			
串 間 市	145, 166	(43.43) 49.80		国 定 公 園 第一種特別地域
	62, 81, 138-151, 154-156, 159, 161, 164-168, 170, 195, 199-202	(23.68) 627.21		国 定 公 園 第二種特別地域
	138-143, 146-151, 159, 161, 195, 199-201	(20.39) 507.50		国 定 公 園 第三種特別地域
	166	《29.64》 (24.19) 29.64		鳥 獣 保 護 特別保護区
	142, 144, 145, 148, 166	《38.20》 (25.78) 38.20		史 跡 名 勝 天然記念物

注 1：数値は森林資源調査結果を基に算出。

2：総数は重複を除いたものである。

3：裸書きは制限林の実面積、（ ）は保安林との重複（保安林の場合は他の保安林との兼種）で内数、《 》は公園との重複で内数である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域の環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとし、次の点に留意する。

ア 土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容等を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を表Ⅱ-20のとおり計画する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

特に海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ、実施することとする。このような観点から、治山事業の計画量を表Ⅱ-22のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難態勢の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業等を計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるように努めるとともに、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害の防止に関する事項については、野生鳥獣による被害状況等に応じ、次の事項を方針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために防護柵の設置などの効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、県総合農業試験場（鳥獣被害対策支援センター）や関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、新たに発生する病虫害については、状況把握や防除方法等の情報提供に努めるものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努めるものとする。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生息環境となる天然林の保全を推進するものとする。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行うものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災対策については、山火事防止パレード等による県民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

森林病虫害の駆除のための火入れの実施については、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

森林病虫害や野生鳥獣による森林被害防止対策に係る必要な事項については、県林業技術センターや県総合農業試験場（鳥獣被害対策支援センター）と連携して行うものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備等を行うものとする。

なお、整備しようとする施設の建築物の高さの基準となる対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を市町村森林整備計画において定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行うこととする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

表Ⅱ-15

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,751	2,622	129	2,248	2,119	129	503	503	-
うち前半5年分	1,405	1,339	66	1,156	1,090	66	249	249	-

2 間伐面積

表Ⅱ-16

単位 面積：ha

区 分	間 伐 の 面 積
総 数	5,000
うち前半5年分	2,500

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

表Ⅱ-17

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	3,219	340
うち前半5年分	1,565	194

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設及び拡張すべき林道の数量等

表Ⅱ-18

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考		
					延長	箇所						
開設	自動車道		日南市	黒山・小布瀬	4.8		1,693		24000			
				桑ノ木	2.2		71		4010			
				吉野方1	1.0		30	○	24001			
				吉野方2	0.5		30	○	24002			
				日南1	5.0		300	○	24003			
				日南2	5.0		300	○	24004			
				小計	18.5							
			串間市	都井	1.5		30	○	24005			
				串間1	5.0		150	○	24006			
				小計	6.5							
			南那珂	8路線	25.0							
			開設計				8路線	25.0				
			拡張	自動車道		日南市	河原田		2	76		4013
元野		1					98		3002	改良		
荒平	1.5						84		4012	舗装		
築池		2					44		5006	改良		
中の谷		2					38		4006	改良		
鍋山	0.8						241		4025	舗装		
葛籠八重	1.3	3					48		4002	舗装・改良		
宿之河内	0.6						85		4018	舗装		
溜水	1.2	8					49		4099	舗装・改良		
平鈴	2.5						68		5040	舗装		
桑ノ木	8.1	1					71		4010	舗装・改良		
鶉戸ノ谷	2.0						47		5039	舗装		
鶉戸	2.0	2					45		3023	舗装・改良		
大久保	0.6	1					40		5001	舗装・改良		
尾羅河内		1					61		3013	改良		
花立猪八重	1.4	3					107		5038	舗装・改良		
倉迫		1					113		4045	改良		
折生田		1					68		4041	改良		
引猿		1					40		5040	改良		
恵良迫		2					127		4043	改良		
山仮屋	3.0						67		4112	舗装		
菖蒲迫		1					117		4044	改良		
岸之河内		3					48		4050	改良		
霧島	1.5						35		4074	舗装		
小計	26.5	35										
串間市	平床					1	103		4032	改良		
	小計					1						
南那珂	25路線	26.5				36						
拡張計							25路線	26.5	36			

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ-19

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
		総数(実面積)	
水源涵養のための保安林	2,191	2,128	
災害防備のための保安林	1,342	1,304	
保健、風致の保存等のための保安林	319	310	

注：2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、総数が内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表Ⅱ-20

単位：面積 ha

指定解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域	面積	前半5カ年の計画面積		
指定	総数			319	209	水資源の確保及び林地保全のため。	
	水源涵養のための保安林	総数		154	91		
		日南市 串間市		53 101	31 60		
	災害防備のための保安林	総数		128	90		
		日南市 串間市		84 44	59 31		
	保健、風致の保存等のための保安林	総数		37	28		
		日南市 串間市		33 4	24 4		
解除	該当なし						

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ-21

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林 ^{かん}	-	-	91	91	90
災害防備のための保安林	-	-	211	211	61
保健、風致の保存等のための保安林	-	-	126	126	0

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

表Ⅱ-22

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	う ち 前 半 5 年 分	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
総 数		42	21	溪間工 山腹工 地すべり防止工 森林整備	
日 南 市		26	13		
串 間 市		16	8		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

表II-23

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源 か 日 ん 南 養 保 安 林	総数		《7.73》 (59.36) 1,877.00	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。但し、機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められる時は、この限りでない。</p> <p>3 伐採年度ごとに皆伐でき目的の達成に支障を及ぼす面積の限度は森林法施行令第4条の2第3項に基づき、毎年宮崎県知事が公表する範囲内とする。</p> <p>4 間伐に係る伐採の方法は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するため間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ指定の目的を達成することができないものについて定める。</p>	<p>1 植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>2 植栽の方法は、満1年以上の苗をおおむねha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するよう植栽するものとする。</p> <p>3 植栽の樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に達することができる樹種とする。</p>	
	(旧)日南市	20, 33, 41, 54, 57, 58, 60, 100, 102, 103, 112, 179-182	《7.73》 (7.01) 272.10			
	(旧)北郷町	3-6, 14-17, 26-28, 39, 41, 42, 48-50	(6.83) 248.72			
	(旧)南郷町	10, 11, 14, 33, 56, 58, 59	134.36			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水減かん養保安林	串間市	2, 3, 8, 12, 17, 27-29, 50, 51, 98, 99, 101-103, 174-178, 182-184, 186, 203	(45.52) 1, 221.82	5 間伐の伐採率は、立木材積の10分の3.5を超えず、かつ、樹冠疎密度が10分の8以下となったとしても、5年後に10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。		
土砂流出防備保安林	総数		《71.63》 (170.02) 1, 331.18	1 主伐に係る伐採の方法は、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。		
	(旧)日南市	5, 7, 8, 10, 12, 13, 15-17, 21, 23-25, 28, 40, 44, 51, 54, 55, 59-61, 63, 64, 69, 70, 77, 80-83, 86-88, 90, 94, 98, 99, 102, 103, 106, 107, 109, 110, 113, 114, 116, 122, 125, 127, 128, 155, 158, 161, 165-167, 169, 173, 177, 178, 182, 183, 207, 208, 211, 213, 222, 224-226	《23.31》 (23.82) 466.46	2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。 4 主伐に係る伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 5 伐採年度ごとに皆伐できる面積の限度は森林法施行令第4条の2第3項に基づき、毎年宮崎県知事が公表することができる立木の伐採の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た材積とする。		
	(旧)北郷町	1, 3, 4, 8, 13, 14, 19, 21-24, 26, 28, 31, 33, 37-40, 43, 47-49, 51, 52, 54	(98.90) 214.49			
	(旧)南郷町	1, 2, 8, 9, 12, 13, 15, 16, 18, 21-28, 32, 33, 36, 37, 39, 42, 45, 49, 55-57	《13.40》 (0.36) 55.45			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他		
土砂流出防備保安林	串間市	6-10, 12-16, 19, 20, 23, 24, 26-30, 34-36, 43-45, 63, 65, 67, 68, 72, 73, 78, 85, 87, 89, 91, 100, 102-106, 111-113, 116, 124-128, 130-136, 138-141, 143, 148, 149, 151, 152, 155, 156, 158, 159, 161, 162, 164, 165, 170, 171, 173, 174, 177, 182-184, 189, 190, 195, 196, 204	《34.92》 (46.94) 594.78				
土砂崩壊防備保安林	総数		(1.49) 10.25	1 主伐に係る伐採の方法は、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 その他の森林にあっては、択伐とする。 3 土砂流出防備保安林の4と同じ。	水源かん養保安林と同じ。		
	日南市	(旧)日南市	101, 162, 169, 226				2.37
		(旧)北郷町	23				(0.26) 0.57
		(旧)南郷町	36				(0.36) 0.49
	串間市		14, 15, 26, 32, 37, 124				(0.87) 6.82
防風保安林	総数		《1.72》 1.85	1 主伐に係る伐採の方法は、林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。)その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難	水源かん養保安林と同じ。		
	日南市	(旧)南郷町	28				《1.72》 1.72

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
防風保安林	串間市	76	0.13	<p>になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。）にあつては禁伐とする。）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 水源かん養保安林の2と同じ。</p> <p>4 水源かん養保安林の3と同じ。</p>		
潮害防備保安林	総数		《5.24》 (16.46) 34.95	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐とする。</p> <p>3 土砂流出防備保安林の4と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	日南市	(旧)日南市 138, 185, 218	(1.76) 4.84			
	日南市	(旧)南郷町 1	《0.61》 0.61			
	串間市	63-65, 70, 81, 108, 111, 114, 130, 161, 165, 170, 201, 204	《4.63》 (14.70) 29.50			
干害防備保安林	総数		(171.66) 291.25		水源かん養保安林と同じ。	
	日南市	(旧)日南市 41, 98, 99, 138, 218	(69.57) 69.57	<p>1 水源かん養保安林の1と同じ。</p> <p>2 水源かん養保安林の2と同じ。</p>		
	日南市	(旧)北郷町 2-4	(93.77) 120.00			<p>3 水源かん養保安林の3と同じ。</p>

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他		
干害防備保安林	串間市	36, 73, 94, 95, 110, 126, 175, 188	(8.32) 101.58		水源かん養保安林と同じ。		
落石防止保安林	総数		0.21	1 主伐に係る伐採の方法は緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては択伐とする。 2 その他の森林にあっては禁伐とする。	水源かん養保安林と同じ。		
	日南市	(旧)北郷町	51				0.21
魚つき保安林	総数		《94.38》 97.05	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐とする。	水源かん養保安林と同じ。		
	日南市	(旧)南郷町	1, 2, 26, 27				《48.16》 48.16
	串間市		65, 145, 166, 201				《46.22》 48.89
保健保安林	総数		(250.64) 252.73	1 主伐に係る伐採の方法は、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものには、伐採種を定めない。	水源かん養保安林と同じ。		
	日南市	(旧)日南市	98, 99, 138, 218				(64.45) 64.45
	市	(旧)北郷町	3, 4, 8, 31, 54				(163.72) 165.65

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
保健保安林	串間市	64, 70, 73	(22.47) 22.63	3 その他の森林にあつては 択伐。 4 土砂流出防備保安林の4 と同じ。 5 土砂流出防備保安林の6 と同じ。		
風致保安林	総数		《1.73》 4.09	1 主伐に係る伐採の方法 は、風致の保存のため特に 必要があると認められる森 林にあつては、禁伐とす る。 2 その他の森林にあつて は、択伐とする。 3 土砂流出防備保安林の4 と同じ。	風致の保全 を考慮した 施業を行う	
	串間市	144, 145, 162	《1.73》 4.09			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他		
国 定 公 園	第一種特別地域	総数		(45.15) 52.11	1 禁伐とする。但し、風致の維持に支障のない限り単木伐採を行うことができる。 2 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 3 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。	風致の保全に考慮した施業を行うこと。	
		日南市	(旧)南郷町 28	(1.72) 2.31			
		串間市		145, 166			(43.43) 49.80
日 南 海 岸	第二種特別地域	総数		(116.07) 1,424.73	1 主伐に係る伐採の方法は、択伐とする。 但し、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができる。 2 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の周辺(造林地要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則択伐とする。 3 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 1) 一伐区の面積は2ha以内とする。但し、疎密度10分の3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。		
		日南市	(旧)日南市 1, 5, 16, 17, 29-31, 37, 38, 43, 44, 49, 52-54, 56-58, 136-138, 155, 218	(31.04) 459.72			
		(旧)南郷町		1-3, 24-27			(61.35) 337.80
		串間市		62, 81, 138-151, 154-156, 159, 161, 164-168, 170, 195, 199-202			(23.68) 627.21

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他		
国定公園 三種特別地域 (日南海岸)	総数		(21.21) 830.43	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。			
	日南市	(旧)日南市	30, 32, 43, 44, 53, 136, 137, 155				260.54
		(旧)南郷町	1-3, 24, 25				(0.82) 60.39
	串間市		138-143, 146-151, 159, 161, 195, 199- 201				(20.39) 507.50
特別保地区 鳥獣保法による	総数		《29.64》 (24.19) 29.64	1 原則として、禁伐とする。	現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない。		
	串間市		166 《29.64》 (24.19) 29.64				
史跡名勝天然記念物 文化財保護法	総数		《40.51》 (27.50) 40.51	1 文化財保護法及び条例による文化財がある箇所の森林の施業方法は、それぞれの施業方法に従うこと。			
	日南市	(旧)南郷町	28 《2.31》 (1.72) 2.31				
		串間市					142, 144, 145, 148, 166 《38.20》 (25.78) 38.20

注1：砂防指定地を除く数値は、森林資源調査結果を基に算出。

2：（ ）は保安林との重複で内数。

3：《 》は公園との重複で内数。

4：制限林の施業方法等の詳細については、保安林は県自然環境課、砂防指定地は県日南土木事務所または県串間土木事務所、自然公園は県自然環境課自然公園室、史跡名勝天然記念物は国県・市指定ともに関係市の文化財担当課と協議を行うこと。

2 その他必要な事項

該当なし